

＜対策のポイント＞

農業現場における戦略的な知財の保護・活用を進めるため、農業知財専門人材とのマッチング、助言や伴走支援を行うための総合支援窓口の整備を推進します。また、農業現場の知財意識の向上、農業知財専門人材の育成のほか、種苗業者の知財管理能力の向上に向けて支援します。

＜事業目標＞

輸出事業計画の認定輸出事業者における知的財産の保護・活用の実施率80%、相談対応件数1,000件〔令和11年度まで〕

＜事業の内容＞

1. 農業知的財産保護・活用等支援事業

98（71）百万円

① 農業知財総合支援窓口の整備

農業現場と農業知財専門人材とをマッチングし、農業知財保護・活用に向けた実践的な相談対応を行うための窓口の整備を推進します。有望な案件については、専門家による伴走支援を行います。

② 知財人材の育成・確保

現場での農業知財の保護・活用が進むよう、
ア 農業現場に適したアドバイスができる専門人材の育成・確保
イ 農業・食品産業関係者全体の意識向上
を目的とする、研修セミナーの実施を支援します。
あわせて、種苗業者向け種苗管理プログラムの作成とその展開を推進します。

③ 品種流出等の情報収集、侵害対策・発信

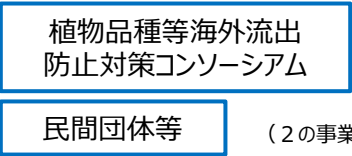
品種流出等の知財侵害状況、他国の知財制度等、権利取得や侵害対応に必要な調査を支援します。

2. 地理的表示模倣品等対策委託事業

28（36）百万円

国内外におけるGI名称等の不適正使用や模倣品の監視を行います。

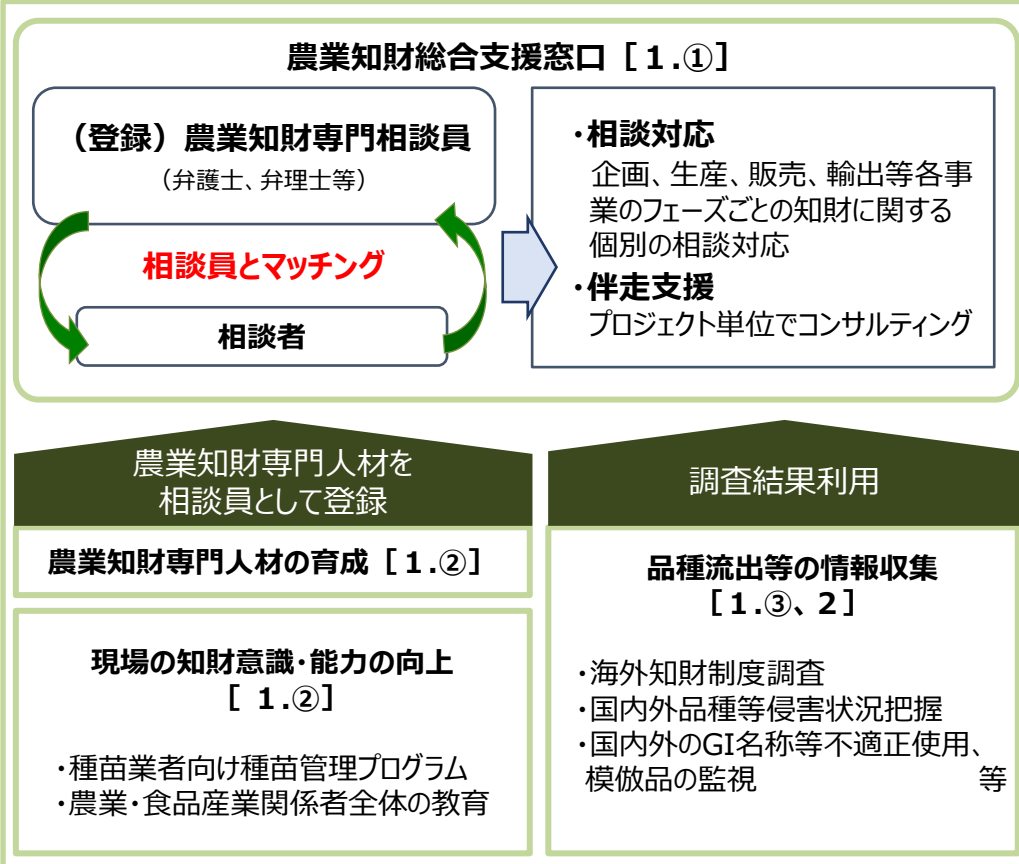
＜事業の流れ＞



（1.①～③の事業）

（2の事業）

＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 輸出・国際局知的財産課（03-6738-6442）